

## 令和7年度からの多子世帯への大学授業料等無償化について

令和7年度より、多子世帯の大学授業料無償化（授業料・入学金を国が定める一定額まで無償とする制度）が始まります。この制度の多子世帯の対象となる方は、所得制限なく、授業料等の減免を受けることができます。

### 【開始時期】 令和7年度春の在学採用～（入学生・在学生）

令和6年度以前から在学している学生（2年生以上）も対象となります。

令和6年度中に事前の予約採用手続きなどは予定しておりません。

### 【減額支援】 授業料 70万円（年額）・入学金 20万円

私立大学の場合、年間の授業料減免額は上記の70万円が限度です。

前期・後期それぞれ35万円ずつ減免されます。

完全に授業料が無償化される制度ではありませんのでご注意ください。

### 【所得制限】 所得制限なし

### 【支援対象】 子ども3人以上の多子世帯※

#### ※多子世帯とは

生計維持者が扶養している子どもの数が3人以上の場合を指します。申し込み時点の市町村住民税情報に基づき確認できる扶養する子どもの数が3人以上であることとしています。仮に、そのご家庭に子供が3人いたとしても、長子が社会人となって扶養から外れていれば、「扶養する子ども」の数としては2人になり対象となりません。

多子世帯の判定は、マイナンバーを通じて扶養状況の確認の上、日本学生支援機構（以下JASSO）が行います。要件に当てはまるかどうかの判定は大学ではできません。確認したい場合は、申請を行い、JASSOの判定の結果を待ってください。

多子世帯の支援(子供3人を扶養している間の支援)のイメージ【概要】			
3人きょうだいの場合			
	第1子が大学へ進学	第2子が大学へ進学	第1子が卒業後就職
社会人			支援対象外 
大学生	支援対象 	支援対象 	支援対象外 
高校生以下			

第1子が扶養から外れた場合、第2・第3子は支援対象外に  
※実行制度における世帯年収に応じた減免を受けられる可能性があります。

**【申請手続について】**

授業料減免を受けるには、定められた期間内に申請を行い、採否の審査結果を待つ必要があります。自動的に減免される制度ではありませんので、ご注意ください。

**【学業成績の要件について】**

支援継続のためには、学業成績の要件を満たす必要があります。  
詳細は以下をご確認ください。

[令和7年度以降の「高等教育の修学支援制度」の学業要件について](#)

**【2025年度入学予定者で予約採用候補者となっている方について】**

2025年度入学予定者の予約採用候補者決定通知において、多子世帯の要件に該当することが確認できた者は、同通知書にその旨が記載されているとのことです。多子世帯としての支援を受けられる可能性があるため、詳細は同通知書裏面記載の「(給付または貸与)奨学生採用候補者のしおり」の該当ページを参照してください。

**【在学生で現在、修学支援制度の支援を受けている方について】**

2025年1月以降を目途にJASSOにおいて多子世帯支援を利用可能か確認する予定となっております。大学を通じて本件に関する案内等が行われる場合もあります。  
学生ポータルを毎日確認し、重要なお知らせを見逃さないようにしてください。

-----  
今後、2025年1月以降に文部科学省より新たな情報発表される予定があります。発表され次第、随時お知らせいたします。制度詳細は以下をご確認ください。

[【更新版】令和7年度からの多子世帯の大学等の授業料等減免について（概要）](#)

[令和7年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係るFAQ](#)